

指 示

令和 8 年 8 月 3 日

岩手県知事
達増 拓也 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
高市 早苗

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく令和 8 年 3 月 18 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 岩手県大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町及び山田町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
2. 岩手県大船渡市、一関市及び奥州市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるなめこについては、この限りではない。
3. 岩手県陸前高田市及び釜石市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 岩手県一関市において産出されたくりたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるくりたけについては、この限りではない。
5. 岩手県奥州市において産出されたくりたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 岩手県大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町及び住田町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 岩手県一関市（旧一関市、旧室根村及び旧川崎村の区域に限る。）及び奥州市（旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る。）において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
8. 岩手県盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市及び住田町において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
9. 岩手県一関市、奥州市及び住田町において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
10. 岩手県陸前高田市、奥州市（旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る。）及び平泉町（旧平泉町の区域を除く。）において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
11. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

- 1 2. 貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるしかの肉については、この限りではない。
- 1 3. 貴県において捕獲されたやまどりの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

令和8年3月18日

岩手県知事
達増 拓也 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
岸田 文雄

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和5年4月27日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 岩手県大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町及び山田町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
2. 岩手県大船渡市及び一関市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるなめこについては、この限りではない。
3. 岩手県陸前高田市、釜石市及び奥州市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 岩手県一関市において産出されたくりたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるくりたけについては、この限りではない。
5. 岩手県奥州市において産出されたくりたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 岩手県大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町及び住田町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 岩手県一関市（旧一関市、旧室根村及び旧川崎村の区域に限る。）、及び奥州市（旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る。）において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
8. 岩手県盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市及び住田町において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
9. 岩手県一関市、奥州市及び住田町において産出されたぜんまいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
10. 岩手県陸前高田市、奥州市（旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る。）及び平泉町（旧平泉町の区域を除く。）において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
11. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
12. 貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控える

よう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるしかの肉については、この限りではない。

13. 貴県において捕獲されたやまどりの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。